

令和4年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和4年2月7日(月) 午後2時00分～午後2時48分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第 6号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業分）・・・・・・・・・・ 36件
議案第 7号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 7件
議案第 8号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19件
議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・ 1件
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 1件
議案第12号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和4年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番長野幸生委員、4番和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第4号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、8件ありましたので報告します。

なお、2番から5番・7番の案件は、議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。7番の案件は、議案第8号農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第7号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第6号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業分） 36件

議案第7号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 7件

議案第8号 農用地利用集積計画の承認について 19件

議案第9号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第12号 非農地証明について 1件

以上、69案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第6号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から30番、32番から34番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

31番の案件は、7年10カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

35番の案件は、10年1カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

36番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第6号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
佐藤委員。

6番 佐藤博一委員

県が進めている白ネギに関連した農地だと思うんですけど、間違いないですか。

事務局

お答えします。番号1番から26番まで、中角と次倉の分についてはネギの関係で、現在は借り手がまだ決まっていないので中間保有という形で公社の方が借受けるという議案でございます。

議長

ほかに無いですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第6号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第7号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の農用地利用配分計画案は、先程議案第6号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

事務局

議案第7号の1番、4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「同法人は、人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手とマッチングした結果」です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「同法人は、人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

議長

ただいま議案第7号について、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第7号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第8号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第8号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に、議案第8号の15番・16番ですが、〇〇番〇〇〇〇委員は議事参与の制限により、一時退席をお

願います。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第8号の15番・16番の借り手は、〇〇〇〇です。15番は、5年間の賃貸借、新規設定、16番は、5年間の賃貸借、再設定です。労力4人、椎茸栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

また、現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま議案第8号の15番・16番について、事務局による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第8号の15番・16番について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号の15番・16番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

〇〇番〇〇〇〇委員はご着席下さい。

議長

続いて、議案第8号の1番から14番、17番から19番について説明をお願いします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受

農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。2年11か月間の賃貸借、新規設定です。

7番・9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

14番の借り手は、〇〇〇〇です。2年11か月間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

17番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、水稻・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年9か月間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第8号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第9号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第9号の1番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

ただいま議案第9号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第9号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇番、田1筆、面積654平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、16,797.17平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に、調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第10号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作

中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から、譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字田頭〇〇〇〇番、畑1筆、面積6,055平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、取得する農地が6,055平方メートルであり下限面積要件を充たします。

また、譲受人の構成員の経営規模は、28,019平方メートルです。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第10号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター・タイヤショベル3台所有しており、畜産経営中心で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の3番の案件は、取り下げです。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から、譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字尾崎〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,756平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、26,516平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第10号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から、譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字米田〇〇〇〇番、田1筆、面積2,882平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,195平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第10号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン共有1台・田植機共有2台を所有しており、稲作、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

譲渡人の〇〇〇〇は90歳という高齢で一人住まいだったので、地元のこの世話をした〇〇〇〇という方に追加で確認をいたしました。この旨間違いないという確認が取れております。以上です。

議長

只今、議案第10号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第10号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第11号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字下田北字平原〇〇〇〇番、田1筆、面積1,652平方メートルのうち787平方メートルです。

この申請地は、平成4年に基盤整備事業が完了している第1種農地ですが、農用地区域からの除外は令和3年12月に完了しています。転用目的は、養殖池です。

申請地は、西側は県道を挟んで〇〇〇〇、北側、東側、南側は田に接しています。申請地の所有者は以前別の場所でヤマメ等の養殖業を営んでいましたが、そこを辞めた後、自己所有の土地で養殖場を再開する計画をたてました。養殖場に適した水質の良い水の得られる場所を探したところ、一部泥田で耕作には使い勝手の悪い当該地がおづる湧水の近くにあるため選定したものです。

転用行為は、令和2年3月にすでに完成しており、始末書が添付されております。

転用許可基準は、「第1種農地の転用許可基準の例外のうち、運用通知第2-1-(1)-イ-e-(c)水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」に該当すると考えられます。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第11号の1番の調査報告をいたします。

養殖池として利用するという事で、網を張って完全な養殖の形をとっていました。これであれば養殖池として、4人で行ったんですけど、これならいいんじゃないかという事になりました。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性についてはすでに転用行為を終えているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第11号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

工藤委員。

8番 工藤一美委員

県の方が認めるということでもありますが、今後注視していく必要があると思います。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第11号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第12号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第12号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市荻町馬背野字田久保〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1,744平方メートルです。当該地は、農道が狭く機械の出し入れにも危険を伴うことから、前所有者が昭和55年頃から耕作をやめ、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第12号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。
議案第12号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第12号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第2回総会を閉会いたします。
ご協力、誠にありがとうございました。

(14時48分)

令和4年2月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....